

香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議 次第

日時：令和2年2月10日（月）14：00～

場所：香川県庁北館305

1. あいさつ

2. 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症の現状について

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報交換

(3) 今後の対策について

(4) その他

香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議（メンバー）

会長 健康福祉部長

副会長 危機管理総局次長

庁内関係委員

所 属	職名	氏 名	備 考
自治振興課	課長	森 寿貴	
広聴広報課	課長	大庭 康博	
国際課	課長	谷口 英二	
危機管理課	課長	石川 恵市	
くらし安全安心課	課長	小瀧 賢士	
健康福祉総務課	課長	長尾 英司	
薬務感染症対策課	課長	井上 喜美子	
長寿社会対策課	課長	井下 秀樹	
医務国保課	課長	尾崎 俊史	
生活衛生課	課長	石川 勲	
産業政策課	課長	海津 洋	
経営支援課	課長	石井 一暢	
交流推進課	課長	桑原 仁	
観光振興課 国際観光推進室	室長	陶山 尚志	
交通政策課	課長	近藤 壽文	
農政課	課長	河西 浩一	
港湾課	課長	杉峯 正夫	
県立病院課	課長	遠山 宏	
小豆保健所	所長	岩井 敏恭	
東讃保健所	所長	丸山 保夫	
中讃保健所	所長	小倉 永子	
西讃保健所	所長	仁木 賢	
環境保健研究センター	所長	橋本 和久	
保健体育課	課長	宮滝 寛己	
香川県警察本部 警備部警備課	課長	谷本 郁夫	
高松市保健所	所長	大西 聡	

(1) 新型コロナウイルス感染症の現状について

厚生労働省報道提供資料

資料 1 (P1～)

新型コロナウイルス感染症の現状について (薬務感染症対策課関係)

資料 2 (P29～)

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報交換

広聴広報課

資料 3 (P69～)

危機管理課

資料 4 (P73～)

生活衛生課

資料 5 (P77～)

経営支援課

資料 6 (P89～)

港湾課

資料 7 (P91～)

<参考>

新型コロナウイルスによるマスク需給への影響と対策

資料 8 (P113～)

令和2年2月07日 (金)

【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の現在の状況 と厚生労働省の対応について (令和2年 2月7日版)

2月7日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(2月7日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、2月6日報から下線部分を更新しました。)

横浜港に寄港したクルーズ船については、新たに新型コロナウイルスに関する検査結果が判明した171名のうち41名の陽性が確認されたため、本日プレスリリースを行いました。

1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、2月7日9:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者数	死亡者数
中国	31,161名	636名
香港	24名	1名
マカオ	10名	0名
台湾	16名	0名
タイ	25名	0名
韓国	23名	0名
米国	12名	0名
ベトナム	10名	0名
シンガポール	28名	0名
フランス	6名	0名
オーストラリア	15名	0名

国・地域	感染者数	死亡者数
マレーシア	14名	0名
ネパール	1名	0名
カナダ	5名	0名
カンボジア	1名	0名
スリランカ	1名	0名
ドイツ	13名	0名
アラブ首長国連邦	5名	0名
フィンランド	1名	0名
イタリア	2名	0名
インド	3名	0名
フィリピン	3名	1名
英国	3名	0名
ロシア	2名	0名
スウェーデン	1名	0名
スペイン	1名	0名
ベルギー	1名	0名

2. 国内の発生状況について

・ 2月7日12:00現在、確認されている国内の発生状況は以下のとおり。

	人数	PCR検査 陽性者数 (うち湖北 省滞在歴 がある者 の数)	うち無症状者 数	うち有症状者数						
				うち全快 (退院)した 者の数	うち軽快し た者の数	うち症状安 定の者の 数	うち悪化し た者の数	うち重症ま たは死亡数	うち確認中 の者の数	
国内事例 (チャーター便 帰国者を除く)	151人	16* (12)	0	16	4	5	7	0	0	0
チャーター便 帰国者事例 (水際対策で確認)	566人	9 (9)	3	6	0	3	1	0	0	2
合計 (717人)	717人	25 (21)	3	22	4	8	8	0	0	2

【国内事例（チャーター便及びクルーズ船を除く）】

新 No.	旧 No.	確定日	年代	性別	居住地	病状	周囲の患者の 発生※	濃厚接触者の状況
1	1	1/15	30代	男	神奈川県	全快	なし	38名特定 健康観察1/24終了
2	2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	なし	32名特定 健康観察2/6終了

3	3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	軽快	なし	7名特定 健康観察実施中
4	4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	No.19	2名特定 健康観察実施中
5	5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	全快	なし	3名特定 健康観察実施中
6	6	1/28	60代	男	奈良県	軽快	No.8 No.12	22名特定 健康観察実施中
7	7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	軽快	なし	2名特定 健康観察実施中
8	8	1/29	40代	女	大阪府	全快	No.6	2名特定 健康観察実施中
9	10	1/30	50代	男	三重県	症状 安定	なし	3名特定 健康観察実施中
10	11	1/30	30代	女	中国 (湖南省)	症状 安定	なし	4名特定 健康観察実施中
11	12	1/30	20代	女	京都府	症状 安定	なし	なし
12	13	1/31	20代	女	千葉県	症状 安定	No.6	1名特定 健康観察実施中
13	17	2/4	30代	女	中国 (武漢市)	症状 安定	No.15	4名特定 健康観察実施中
14	19	2/4	50代	男	中国 (湖北省)	全快	No.4	調査中
15	20	2/5	40代	男	中国 (武漢市)	症状 安定	No.17	2名特定 健康観察実施中

16	21	2/5	20代	男	京都府	症状 安定	調査中	3名特定 健康観察実施中
----	----	-----	-----	---	-----	----------	-----	-----------------

(注) : 14例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。

・ 2月6日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計151件の検査を実施。そのうち16例が陽性。131例が陰性。4例が検査中。

(※) 旧Noで記載。

上記患者のうち入院中12名、退院4名

【水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況】

新 No.	旧 No.	確定日	年代	性別	居住地	病状	周囲の患者の 発生※	濃厚接触者の状況
1	9	1/30	50代	男	中国 (武漢市)	治療中	無症状病原体 保有者2名確認	チャーター便 搭乗者のみ
2	14	2/1	40代	男	調査中	症状 安定	No.15	調査中
3	15	2/1	40代	男	中国	軽快	No.14	2名特定 健康観察実施中
4*	16	2/1	40代	男	中国 (武漢市)	軽快	調査中	11名特定 健康観察実施中
5	18	2/4	50代	女	千葉県	治療中	調査中	調査中
6*	-	2/5	50代	男	中国 (武漢市)	軽快	調査中	調査中

(*) : No. 4、No. 6は当初、無症状病原体保有者。

その他、3例の無症状病原体保有者が確認されている。

(※) 旧Noで記載。

なお、患者及び無症状病原体保有者は、全員が入院中である。

3. クルーズ船での発生状況について

2月3日より横浜港で検疫を実施しているクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、新た

に新型コロナウイルスに関する検査結果が判明した171名のうち41名について新型コロナウイルスの陽性が確認されたため、本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県の協力を得て感染症病棟を有する医療機関に搬送することとした。陽性が確認されたのは、合わせて273名中61名となった。

(※) なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個(その他)の件数として取り扱われている。

4. 厚生労働省のこれまでの対応

【検疫関係】

・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf>

・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>

・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>

・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施

・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

【医療機関・保健所等での対応関係】

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いの一部改正について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000592995.pdf>

・地方自治体に対し、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592717.pdf>

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf>

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知

・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

・ 地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>

・ 国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

・ 中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス(原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度)を確実に実施

・ 国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新(疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

・ 国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)を策定<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/200122-1.pdf>

・ 国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施

・ 中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf

・ 国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領(暫定版)を作成

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_200121-1.pdf

・ 自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

・ 国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定 https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200122.pdf

・ 自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

【情報発信】

・ 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談(コールセンター)をフリーダイヤル化

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html

・ 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html

・ 地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知

・ 新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行っている(随時更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

・ 厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起

<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

・ 厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

5. 今後の動向について

・2月1日、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検査法の「検疫感染症」に指定する政令を施行した。

・横浜港で検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、現在61名の新型コロナウイルス検査の陽性が確認されています。引き続き検査を行い、検査結果につきましては、すみやかに公表いたします。

・本日、羽田空港に到着した、武漢市からのチャーター便により帰国した邦人等の新型コロナウイルスの検査結果については、改めて公表することとしております。

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとて重要で重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。また、医療機関の受診にあつては、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

(参考)

- ・中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>
- ・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所HP FORTH）：
<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>
- ・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>
- ・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO））：
<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>
- ・新しいコロナウイルス-大韓民国（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：
<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>
- ・中華人民共和国国家衛生健康委員会：
<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>
- ・武漢市衛生健康委員会：
<http://wjw.wuhan.gov.cn/>
- ・広東省衛生健康委員会：

<http://wsjkw.gd.gov.cn/>

・ 衛生福利部疾病管制署 (台湾CDC) :

<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>

・ 中国における新種のコロナウイルスについて (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>

・ 厚生労働省Twitter :

<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>

・ First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States :

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>

・ International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China
(世界保健機関 (WHO))

<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)

令和2年2月7日時点版

1 医療情報

問1 コロナウイルスとはどのようなウイルスですか？

問2 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつりますか？

問3 新型コロナウイルスは動物からうつりますか？

問4 二次感染のリスクはありますか？

問5 潜伏期間はどれくらいありますか(その期間も感染しますか)？

問6 無症状病原体保持者から感染しますか？

問7 新型コロナウイルス感染症はどのように感染しますか？

問8 感染を予防するために注意することはありますか？心配な場合には、どのように対応すればよいですか？

問9 「咳エチケット」とは何ですか？

問10 マスクをした方がよいのはどのような時ですか？ **NEW**

問11 一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

問12 感染が疑われる場合、どここの医療機関に行けば検査、診療をしてもらえますか？

問13 どのように診断しますか？

問14 治療方法はありますか？

問15 どのような場合に重症化するのですか？

問16 在日中国人の方への案内はありますか？

問17 外国語でHPを確認したいのですが。

2 発生状況や行政の対策について

問1 現在までの発生状況や死亡者数(国内、海外)

問2 感染地域からの入国を適切に管理するべきではないでしょうか？

問3 水際対策はどのようなことを行っていますか？

問4 国内でも感染者が出ていますが、感染拡大対策はどのようなことを行っていますか？

1 医療情報

問1 コロナウイルスとはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染するものは6種類あることが分かっています。そのうちの2つは、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスが含まれています。残り4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）の占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつりますか？

ヒトからヒトへの感染は認められていますが、日本国内で、現在、流行が認められている状況ではありません。

風邪やインフルエンザと同様に、まずは、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」や、石けんを使った手洗いなどの感染症対策を行うことが重要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 新型コロナウイルスは動物からうつりますか？

新型コロナウイルスは、ペットからは感染しません。なお、動物を媒介する感染症は他にありますので、普段から動物に接触した後は、手洗いなどを行うようにしてください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 二次感染のリスクはありますか？

ヒトからヒトへ感染した例が報告されています。感染のしやすさは、インフルエンザと同等であるなど、さまざまな研究が世界で報告されていますが、確かなことは現時点では分かっていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 潜伏期間はどのくらいありますか（その期間も感染しますか）？

世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日（多くは5-6日）とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問6 無症状病原体保持者から感染しますか？

無症状病原体保持者からの感染を示唆する報告 (<https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/NEJMc2001468>) もみられますが、現状では、まだ確実なことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/transmission.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問7 新型コロナウイルス感染症はどのように感染するのでしょうか？

現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※主な感染場所：学校や劇場、満員電車などの人が多く集まる場所

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他者がその物に触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。

※主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

[ページの先頭へ戻る](#)

問8 感染を予防するために注意すべきことはありますか。心配な場合には、どのように対応すればよいですか？

まずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。特に電車や職場、学校など人が集まるところで行うことが重要です。

また、持病がある方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

14日以内に湖北省への渡航歴のある方、あるいはこれらの方と接触した方で、咳や発熱などの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、ご協力をお願いします。また、医療機関の受診の際は、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問9 「咳エチケット」とは何を行うことですか？

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問10 マスクをした方がよいのはどのような時ですか？ **NEW**

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。

予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

問11 一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、接触した方などを濃厚接触者としています。今回の新型コロナウイルス感染症に関連する情報は、国立感染症研究所のホームページをご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問12 感染が疑われる場合、どこの医療機関に行けば検査、診療をしてもらえますか？

「14日以内に湖北省への渡航歴がある方、あるいはこれらの方と接触された方」ではない場合は、お近くの医療機関を受診してください。

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。「帰国者・接触者相談センター」で、武漢市を含む湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などを確認し、発熱や咳などの症状がある方については、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。

「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。

「帰国者・接触者相談センター」は、2月上旬を目処に、各保健所に設置されます。

なお、相談時間などは、最寄りの保健所にお問い合わせください。

設置されるまでの間は、下記のホームページをご覧ください、最寄りの保健所にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

[ページの先頭へ戻る](#)

問13 どのように診断しますか？

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問14 治療方法はありますか？

現時点で、このウイルスに特に有効な抗ウイルス薬などはなく、対症療法を行います。

詳しくは、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス(2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。(医療・検査機関向けQ A問12)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問15 どのような場合には重症化するのですか？

現時点で、どのような方が重症化しやすいか十分に明らかではありません。通常の肺炎などと同様に、高齢者や基礎疾患のある方のリスクが高くなる可能性は考えられます。新型コロナウイルスに罹った肺炎患者を調査した結果、1/3～1/2の方が糖尿病や高血圧などの基礎疾患を有していたとする報告もあります。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/clinical-guidance-management-patients.html>

高齢者や基礎疾患のある方などは、一般的な衛生対策に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問16 在日中国人の方への案内はありますか？

こちらをご案内ください。(中国大使館領事部作成)

领事保护与服务24小时热线：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：lss@mfa.gov.cn

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308热线求助与咨询。



领事保护24時間ホットライン：+86-10-12308、+86-10-59913991



メールアドレス：lss@mfa.gov.cn

海外にいる中国国民の皆さまへ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308にお問い合わせください。



(参考) 中華人民共和国駐日本国大使館HP

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zt/2016boaojp/>

 [中国大使館領事部作成文書](#)  [383KB]

[ページの先頭へ戻る](#)


問17 外国語でHPを確認したいのですが。

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。

厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック

言語切替 **日本語** ? ▶ 点字ダウンロード

ひと、暮らし、みらいのために

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare


ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策に

言語が選べます。

言語切替 **日本語** ? ▶ 点字ダウンロード

ひと、暮らし、みらいのために

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本語 ▲
English
中文(简体字)
中文(繁體字)
한국어

ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策に

各言語でお知らせがでますので、お読みになり下部をクリックください。

Notification

The following pages are translated by a machine translation system.
Note that the machine translation system doesn't guarantee 100% correctness.
Some proper nouns might not be translated correctly.
Some PDF might not be able to translate.

OK

[ページの先頭へ戻る](#)

2 発生状況や行政の対策について

問1 現在までの発生状況や死亡者数(国内、海外)

最新の状況は、首相官邸HP:「新型コロナウイルス感染症の対応について」や厚生労働省HP:「新型コロナウイルス感染症について」のうち「報道発表資料」の「発生状況」をご覧ください。

首相官邸HP新型「コロナウイルス感染症の対応について」:https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 感染地域からの入国を適切に管理するべきではないでしょうか。

当面の間、14日以内に湖北省における滞在歴がある外国人、湖北省発行の中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、症状の有無にかかわらず、その入国を拒否しています。この措置は、今後の進展によって弾力的に見直す可能性があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 水際対策はどのようなことを行っていますか？

新型コロナウイルス感染症は、現在「検疫法第2条第3号にある政令(検疫法施行令)」で指定される感染症です。

そのため、この感染症の罹患疑いのある患者は、空港や港湾の検疫所で感染していないかの確認を受けることとなります。

検疫法上行える措置は、検疫官などによる質問、医師による診察、必要と認められる検査、(機内・船内)消毒などです。

現在は、中国全土でこの感染症が流行している事を受けて、日本の水際対策は、中国からの到着便・到着船について全員質問票による聞き取り、ポスター掲示による自己申告の呼びかけ、健康カード配布による国内二次感染などのリスクの軽減などを行っています。

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 国内でも感染者が出ていますが、感染拡大対策はどのようなことを行っていますか？

厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（「感染症法」）」に基づき、新型コロナウイルスの感染者などに対する入院措置や、それに伴う医療費は原則として公費負担となる指定感染症に指定しています。感染の拡大を防ぐための施策や罹患者の受け入れ体制の強化などを行っています。

具体的な対応状況は、厚生労働省および海外渡航者向け検疫所のホームページやTwitterなどで随時情報提供していますので、ご確認ください。

厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省Twitter：<https://twitter.com/mhlwtwitter>

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）

令和2年2月6日時点版

問1 診断基準はなんですか？

問2 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法などの相談窓口はありますか？

問3 PCR実施ができる場所や費用、結果が出るまでの期間を教えてください。

問4 検査が陽性となった場合の行政の対応はなんですか？

問5 鑑別疾患とはなんですか？

問6 感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？

問7 感染の疑いがある患者の届け出は必要ですか？

問8 疑い患者が疑似症定点でない施設を受診した際の対応はなんですか？

問1 診断基準はなんですか？

感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、

- ・発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していた人
- ・発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していた日と濃厚接触歴がある人

をいいます。

診断方法は、核酸増幅法(PCR法など)があります。実際に検査を検討する場合は、保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法などの相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください。また、疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください。

※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 PCR実施ができる場所や費用、結果が出るまでの期間を教えてください。

渡航歴や患者との接触歴などから、都道府県が必要と判断した場合に検査が行われます。このような場合は、検査自体の費用は不要です。結果が判明するまでの期間は状況により異なりますが、1日から数日かかります。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 検査が陽性となった場合の行政の対応はなんですか。

保健所で、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。詳しくは、以下に掲載している情報をご参照ください。

・厚生労働省HP：「新型コロナウイルス感染症について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 鑑別疾患とはなんですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザウイルスによる肺炎が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

問6 感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？

手洗いなどの衛生対策を心がけてください。手などの皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることが分かっています。検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問7 感染の疑いがある患者の届け出は必要ですか？

湖北省からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合は、直ちに疑似症として届け出る必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

令和2年2月7日時点版

1 帰国者

問1 湖北省への渡航歴がある方は帰国後いつから出勤できますか。

問2 湖北省への渡航歴がある方に健康管理を実施する必要はありますか。

問3 湖北省への渡航歴がある方が新型コロナウイルスに感染した可能性があるのですが、休業手当の支払いは必要ですか。

2 接触者

問1 湖北省への渡航歴がある方と接触した方にも14日間の出勤停止の必要はありますか。

問2 湖北省への渡航歴がある方と接触した方に対して健康管理を実施する必要はありますか。

3 その他共通事項

問1 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

問2 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつけばよいのでしょうか。

問3 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

問5 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

問6 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

1 帰国者

問1 湖北省への渡航歴がある方は帰国後いつから出勤できますか。

14日以内に湖北省への渡航歴がある方が、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。なお、受診の際は、湖北省への渡航歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

上記以外の方は、出勤を停止する必要はありません。なお、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 湖北省への渡航歴がある方に健康管理を実施する必要はありますか。

新型コロナウイルス感染症に対して、事業者が健康管理を実施する必要はありません。14日以内に湖北省への渡航歴がある方が、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。受診の際は、湖北省への渡航歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。なお、湖北省への渡航歴にかかわらず労働安全衛生法令に基づく労働安全衛生規則では、国外に6か月以上派遣した労働者が帰国して、国内の業務に就かせる場合は、医師による健康診断を行わなければならないことにご留意ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 湖北省への渡航歴がある方が新型コロナウイルスに感染した可能性があるのですが、休業手当の支払いは必要ですか。

14日以内に湖北省への渡航歴がある方あるいはこれらの方と接触された方が、咳や発熱などの症状がある場合には、上記と同様にあらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。

なお、医療機関の受診の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

2 接触者

問1 湖北省への渡航歴がある方と接触した方にも14日間の出勤停止の必要はありますか。

湖北省への渡航歴がある方と接触してから14日以内に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

上記以外の方は、出勤を停止する必要はありません。なお、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行うていただくようお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 湖北省への渡航歴がある方と接触した方に対して健康管理を実施する必要はありますか。

湖北省への渡航歴がある方と接触してから14日以内に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症に対して、事業者が健康管理を実施する必要はありません。

[ページの先頭へ戻る](#)

3 その他共通事項

<就業禁止>

問1 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。

感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしませんが、感染症法の制限に従っていただく必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

<休業手当>

問2 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていたいただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いいたします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、法律上、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要性の有無については、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するかどうかによって判断されます。

※なお、休業手当を支払う必要がないとされる場合においても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります。休業手当の支払が必要となることがあります。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由

による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

＜年次有給休暇＞

問5 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

＜時間外・休日労働＞

問6 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

(参考) 時間外・休日労働とは？

労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定(いわゆる36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていることが必要です。

しかし、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可(事態が急迫している場合は事後の届出)により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。

なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

○新型コロナウイルス感染症の現状（薬務感染症対策課 関係）

1. 厚生労働省からの主な通知等

- **令和2年1月28日付け厚生労働省健康局長通知**
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）
（内容：新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行通知（2月7日施行））
- **令和2年1月31日付け厚生労働省健康局長通知**
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について
（内容：新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行日改正通知（2月1日施行））
- **令和2年2月1日付け事務連絡（厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省健康局結核感染症課連名）**
新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について
（内容：新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制（「接触者・帰国者外来」「接触者・帰国者相談センター」の整備依頼））
- **令和2年2月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知**
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）
（内容：感染症法に基づく、医師の届出基準等の通知、当初通知は2月3日（添付省略））
- **令和2年2月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知**
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
（内容：新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の基準改正通知（当初通知は2月3日（添付省略）））

2. 薬務感染症対策課（各保健所・環境保健研究センター）の対応

- **令和2年1月24日（金）**
香川県新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会議開催
- **令和2年1月29日（水）**
各保健所に相談窓口を開設（ホームページに掲載）
- **令和2年1月29日（水）**
環境保健研究センターに新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備
- **令和2年2月3日（月）**
各保健所に「接触者・帰国者相談センター」を設置（各保健所の相談窓口に併設）
- **令和2年2月4日（火）**
感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の届出基準等について、県内医療機関に一斉FAX

※厚生労働省からの通知等は、香川県医師会、感染症指定医療機関等関係機関に通知している。

令和2年2月4日
薬務感染症対策課
結核・感染症グループ 細谷、岩西、松田
内線：3257、3353
直通（087）832-3304

「帰国者・接触者相談センター」の設置について

新型コロナウイルス感染症についての、「帰国者・接触者相談センター」を、令和2年2月3日、県内5カ所に設置しました。新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の相談を受け付け、必要に応じて受診調整を行います。

1 帰国者・接触者相談センター設置場所

(保健所感染症電話相談窓口併設) (全日8時30分～17時15分)

小豆保健所	0879-62-1373
東讃保健所	0879-29-8261
中讃保健所	0877-24-9962
西讃保健所	0875-25-2052
高松市保健所	087-839-2870

※夜間のご相談は、同じ番号で夜間受付を経由して応じます。

一般の新型コロナウイルス感染症のご相談は17時15分で終了します。

2 相談対象者

新型コロナウイルス感染症の疑いのある方(現時点の定義)を対象とします。

以下のIおよびIIを満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から2週間以内に、以下の(A)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(A) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

県民の皆様へ

県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗いなどの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

健発0128第5号
令和2年1月28日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行
について(施行通知)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和2年厚生労働省令第9号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第10号)が公布されたところである(別添参照)。

これらの命令は、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

- 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の制定
 - (1) 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
 - (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（令和3年2月6日）までの期間とすること。（第2条関係）
 - (3) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第15条（第3項については、第1号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）、第16条から第25条まで、第26条の3から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第4項を除く。）、第37条、第38条第3項から第6項まで及び第9項、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、新型コロナウイルス感染症については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
 - (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
 - (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

2 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めること。（第1条関係）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を4,200円と定めること。（別表第2関係）

3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の制定

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

4 検疫法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。こと。（第6条第3項関係）

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施行すること。
- 2 第一の1の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び同3の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 この改正は、令和2年2月7日から適用すること。
- 2 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正については、別途通知する予定であること。

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・ 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・ 医師の届出（第12条）
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・ 健康診断（第17条）
- ・ 就業制限（第18条）
- ・ 入院（第19条及び第20条）
- ・ 移送（第21条）
- ・ 退院（第22条）
- ・ 検体の収去等（第26条の3）
- ・ 検体の採取等（第26条の4）
- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・ 物件に係る措置（第29条）
- ・ 死体の移動制限等（第30条）
- ・ 質問及び調査（第35条）
- ・ 入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一條 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次條及び第三條（同條の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二條 法第七條第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

第三條 新型コロナウイルス感染症については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條から第二十五條まで、第二十六條の三から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第四項を除く。）、第三十七條、第三十八條第三項から第六項まで及び第九項、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第四十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号、以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: Law Article (e.g., 法第八條第一項) and Replacement Text (e.g., 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。))

Large table with 4 columns: Law Article, Replacement Text, and other details. It lists various articles from the Infectious Disease Control Law and their corresponding amendments regarding COVID-19.

法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。以下同じ)に
法第十九条第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十條第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十條第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	移送しなければならない	移送することができる
法第二十二條第一項及び第二項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していない	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失した
法第二十二條第四項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)	第二十条第一項
法第二十四條第三項第二号	第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)	同条第四項
法第二十四條第三項第三号	延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十四條第三項第四号	第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)	第十九条第七項

法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第二十六条の四第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十四條	前条	第三十條
法第三十五條第一項	第三十三條	第三十條
法第三十五條第四項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十五條第五項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十六條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十七條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八條第三項	前二条	第三十七條

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	法第三十九條第一項	又は第三十七條の二第一項の規 定により	患者 (新感染症の所見がある者 を除く)	患者 同項の規定による	法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項の規定による	同項の規定による	法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項 に規定する厚生労働省令で定め る医療	医療	法第四十二條第一項	若しくは第二十条(これらの規 定を第二十六條において準用す る場合を含む)若しくは第四十六 條の規定により感染症指定医療機 関以外の病院若しくは診療所に 入院した患者(新感染症の所見 がある者を含む。以下この條に おいて同じ。)	又は第二十条の規定により感染症指 定医療機関以外の病院又は診療所に 入院した患者	医療 又は診療所から	医療 又は診療所から
-----------	--------------------------------	--------------	-----------	------------------------	----------------------------	----------------	----------	--------------------------------	----------	-----------	---	----	-----------	---	--	---------------	---------------

法第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	同項	法第五十八條第二号	第十七條又は第四十五條	第十七條	法第五十八條第三号	、第二十二條第四項(第二十六 條において準用する場合を含 む)又は第四十八條第四項	又は第二十二條第四項	法第五十八條第四号	第二十一條(第二十六條におい て準用する場合を含む)又は第 四十七條	第二十一條	法第五十八條第四号の 二	収去(これらの第五十條第一項 の規定により実施される場合を 含む)	収去	法第五十八條第四号の 三	採取(これらの第五十條第一項 の規定により実施される場合を 含む)	採取
---------------------------	--------------------------	----	-----------	-------------	------	-----------	---	------------	-----------	--	-------	-----------------	---	----	-----------------	---	----

法第五十八号第五号から第七号まで	法第五十九号	法第六十一条第二項	法第六十一条第三項	法第六十三条第一項	法第六十三条第二項	法第六十三条第三項	法第六十四条第一項
(第五十号第一項の規定により実施される場合を含む)に要する	第四号	の費用及び同条第十二号の規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。	第九号まで及び第十四号並びに	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	前章
に要する	第三号	及び第十二号の費用	第七号まで及び	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	第十四条第一項及び第五項、第十四条第二項及び第七項、第三十八号第一項第二項、第五項、第六項、第八項
の規定				場合	場合	場合	第十四条第二項、第八項及び第九項の規定に於ては、結核指定医療機関に係る部分を除く。第四十号第三項から第五項まで、第四十三号(結核指定医療機関に係る部分を除く)、第五十三号の二第三項、第五十三号の七第七項並びに第六十号の七第七項並びに第六十号の二十
							及び
							及び

令第六号	令第二十五号第六項(法第二十六条において準用する場合を含む)	第二十五号第六項
令第二十五号第一項	第四号	第三号
令第二十七号第一項	第九号まで及び第十四号	第七号まで

(事務の区分)

第四条 前条において準用する法第十二号(第四項及び第五項を除く)、第十五号(第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る)、第十六号の三(第二項、第四項及び第五項を除く)、第十七号、第十八号第一項、第三項及び第四項、第十九号第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二号、第二十三号、第二十五号第四項、第二十六号の三(第二項及び第四項を除く)、第二十六号の四(第二項及び第四項を除く)並びに第三十八号第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

3 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)	第三条において準用する法第十二号(第四項及び第五項を除く)、第十五号(第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る)、第十六号の三(第二項、第四項及び第五項を除く)、第十七号、第十八号第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二号、第二十三号、第二十五号第四項、第二十六号の三(第二項及び第四項を除く)、第二十六号の四(第二項及び第四項を除く)並びに第三十八号第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
--	--

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に「、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

「ジカウイルス感染

症	一件につき 二、五〇〇円	を	ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇
			新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇

〇円
〇円
に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三條の規定により感染症の予
防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに關す
る省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三條の
規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第
九十九号）の規定を準用する場合においては、同令第八條第一項第一号中「二類感染症、二類感染症、
三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感
染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世
界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
に限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」と、同令第五項第二号中「一類感染症、二
類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症と、
同令第十一條第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス
感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- （この省令の失効）
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三條の
規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十
四号）第十八條第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定
感染症として定める等の政令第三條の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關す
る法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに關する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省令第十号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第六条（仮検疫済証の様式等）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p> <p>四〃九（略）</p>	<p>第六条（仮検疫済証の様式等）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〃八（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

健発0131第11号
令和2年1月31日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について

国内及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）、検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第23号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第11号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省第12号）が公布・施行されたところである（別添1を参照）。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。

(本則関係)

- 2 検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令
検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）
- 3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）
- 4 検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

第二 施行期日等

- 1 公布の日から起算して4日を経過した日（令和2年2月1日）から施行すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）については、施行の日から起算して1年を経過した日（令和3年1月31日）に、その効力を失うこと。

第三 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について、別添2のとおり改めること。この実施要綱の改正は、令和2年2月1日から適用すること。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十二号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。
附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第十号)の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp（※切：2/3（月））

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

健感発 0204 第 1 号
令和 2 年 2 月 4 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり改正し、本年 2 月 3 日から適用することといたしました。なお、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実地に遺漏なきようお願いいたします。

別添

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

新	旧
<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症</p> <p>1 <u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。)</u></p> <p>(1) 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) (以下「新型コロナウイルス」という) による急性呼吸器症候群である。</u></p> <p>(2) 臨床的特徴等 (2020年2月2日時点)</p>	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p>

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするとヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症

又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似

症

(1) 定義

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することと判断したもの。

(2) 届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかなる場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならぬ。

(3) 注意事項

本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。

(4) 全般的注意事項

- (1) において、当該症状が
 - ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
 - イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

症

(1) 定義

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することと判断したもの。

(2) 届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかなる場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならぬ。

(3) 注意事項

本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。

(4) 全般的注意事項

- (1) において、当該症状が
 - ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
 - イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別記様式 6-1

新型コロナウイルス感染症発生届

都道府県 10 番 (保健所設置市長・特別医療) 口 号

(5) 届の下部 5 桁が 0 の場合に付する 12 桁第 1 項 (何れも 0) において適用する場合は (6) の規定により、以下のとおり添付する。

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

この届書は、発生届を提出するに際して添付してください。

1. 氏名 (姓・名)	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
2. 性別	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
3. 生年月日	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
4. 住所 (都道府県・市町村・町・丁目・番地)	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
5. 職業	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
6. 発症日時	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
7. 発症場所	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
8. 発症経緯	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
9. 検査結果	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目
10. 備考	10 桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目 5桁目

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

（1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

（2）臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

（3）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

健感発 0206 第 1 号
令和 2 年 2 月 6 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 3 日付け健感発第 0203 第 3 号厚生労働省結核感染症課長通知）を、科学的知見を踏まえ下記のとおり一部改正したので、十分御承知の上、その取扱いに遺憾のないようされたい。

記

第 1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、法第 26 条において準用される法第 22 条の「症状が消失したこと」とは、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、48 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 12 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 12 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

また、無症状病原体保有者については、12.5日間の入院の後、核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」

新	旧
<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条において準用される法第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。</p> <p>上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。</p> <p>また、無症状病原体保有者については、<u>12.5</u>日間の入院の後、核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。</p> <p>上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その</p>	<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条において準用される法第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。</p> <p>上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。</p> <p>また、無症状病原体保有者については、<u>10</u>日間の入院の後、核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。</p> <p>上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その</p>

<p>検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。</p> <p>なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。</p>	<p>その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。</p> <p>なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。</p>
<p>第2 就業制限に関する基準</p> <p>法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。</p> <p>なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。</p>	<p>第2 就業制限に関する基準</p> <p>法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。</p> <p>なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。</p>



うどん県の
 魅力を発見しています!

観光情報
 うどん県へおいでまい!

県産品情報
 おいしい香川を召し上げ!

移住情報
 かがや暮らしスタート!

SNSの
 NAVER
 FOR FOREIGNERS

ホーム	子育て・健康 福祉	防災・安全 安心	環境・参画 協働	教育・文化 スポーツ	観光・県産品 交流・移住	しごと・産業	くらし・社会基盤	県政基本情報
-----	--------------	-------------	-------------	---------------	-----------------	--------	----------	--------

緊急情報

現在、緊急情報はありません。
 かがや防災Webポータル
 休日当番医情報

**知事の部屋へ
ようこそ!**

知事コメント
 知事記者会見
 知事ブログ
 知事へのメール

注目情報

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報
- 交通死亡事故多発緊急事態宣言
- 新香川県立体育館の基本設計を取りまとめました
- 非常勤職員(会計年度任用職員)を募集しています
- 令和2年度の香川県「県政モニター」を募集します
- サンメッセ香川(香川県産物交流センター)営業休止のお知らせ

新着情報

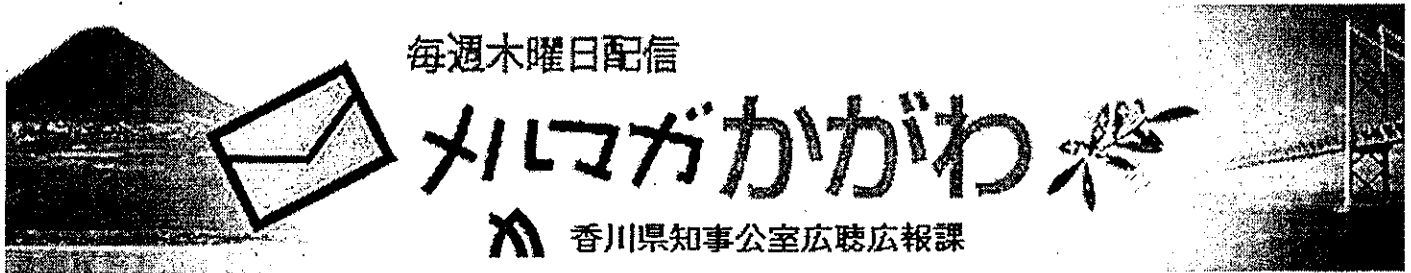
- 微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報

よくあるご質問

- 高海トラフ地震(最大クラス)に関する県民向けDVD
- 防災情報メールの携帯電話メール受信登録
- 住居の耐震改修などに補助します(民間住宅耐震対策支援事業)

イベントカレンダー

どんな情報をお探していますか? (※以外はWebページ一覧へのリンクになります)



★ 目次 ★

1. 県政トピックス
2. 親切な青鬼くんの観光情報
3. かがわーくメール
4. ボランティア・NPO通信
5. さぬきニコニコらいふ
6. 文化芸術とびっくす
7. 県民の声
8. お知らせ
9. あとがき

県政トピックス - 最新の県政の動きなど県政全般の情報

- ★★新型コロナウイルス感染症について
- ★★イノシシにご注意ください
- ★★交通ルールの厳守と交通マナーの確実な実践を
- ★★「みんなで知ろう！北方領土」を開催します
- ★★第6回生物多様性フォーラム「生物多様性とは何だろう？ー生物多様性調査で見た光と影ー」を開催します
- ★★高齢者交通事故防止シンポジウム

新型コロナウイルス感染症について

◇県民の皆さまへ

過剰に心配することなく、せきエチケットや手洗いなどの通常の感染症対策に努めてください。

●帰国者・接触者相談センター

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_1/witgff200204164351.shtml

◇事業者の皆さまへ

中小企業対策相談窓口を設置していますのでご利用ください。

●中小企業対策相談窓口

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_2/dir6_2_1/wqkvhx200131133606.shtml

イノシシにご注意ください

市街地に現れたイノシシに衝突するような事故が発生しています。



香川県 (広聴広報課) @PrefKagawa · 4分

【くらし情報】

新型コロナウイルス関連肺炎の厚生労働省電話相談窓口の電話番号がフリーダイヤル【0120-565653】に変わりました。

※旧番号は使用できません。

帰国者・接触者相談センター（保健所感染症電話相談窓口）の電話番号は変更ありません。

pref.kagawa.lg.jp/content/etc/su...

#くらし



首相官邸(災害・危機管理情報) @Kantei_Saigai

twitter.com/MHLWitter/stat... twitter.com/mhlwitter/stat...

このスレッドを表示



投稿を編集



【くらし情報】

新型コロナウイルス関連肺炎に関する厚生労働省電話相談窓口の電話番号がフリーダイヤル【0120-565653】に変わりました。
※旧番号は使用できません。

帰国者・接触者相談センター（保健所感染症電話相談窓口）の電話番号は変更ありません。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kansenshoujouhou/kansen/sr5/cfn200127213457.shtml>



厚生労働省

1時間

【電話相談窓口「変更」のお知らせ】

※新型コロナウイルス 関連肺炎の電話相談窓口が、「フリーダイヤル」になります。それに伴い、電話番号が下記に変更となりました。

新電話相談窓口

0120-565653 ※受付時間 9:00～21:00

保存

消防消第 26 号
消防救第 32 号
令和 2 年 2 月 4 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)
消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生については、先般、消防庁において、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 1 日付け消防消第 24 号消防庁消防・救急課長、消防救第 28 号消防庁救急企画室長通知。以下、「2 月 1 日通知」という。）により、消防機関における当面の間の具体的な対応を定めたところです。今般、厚生労働省より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 3 日付け健感発 0203 第 2 号）（別添 1）が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の要件等が示されました。

これに伴い、2 月 1 日通知を廃止し、消防機関における具体的な対応については、下記のとおりとします。

貴職におかれましては、下記の内容に十分に御留意いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省と協議済みであるとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防機関の救急業務と新型コロナウイルス感染症患者との関わり

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）施行後は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の準用がなされ、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務とされている。

しかしながら、傷病者を搬送後、その傷病者が新型コロナウイルス感染症に感染していたと判明する場合もありうることから、下記2（4）に留意するとともに、地域における搬送体制の確保の観点から、消防機関としても、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築に協力されたい。

特に、今般、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」（平成26年11月28日付け消防救第198号消防庁救急企画室長通知）（別添2）に準じて、感染症患者の移送について消防機関と保健所等との間で協定等を締結している場合には、その内容に従って移送に協力を行うとともに、協定等を締結していない場合にあっても、当該通知別紙の記1及び2の内容について十分に留意しつつ、保健所等と事前に十分な協議を行った上で、移送に協力されたい。

2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について

救急業務の実施に当たっては、保健所等との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。

- (1) 全ての傷病者に対して、標準感染予防策（「感染症の患者の移送手引き」（別添3）を参照）を徹底すること。
- (2) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者（※）であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者は保健所等の医師の判断に基づき新型コロナウイルスの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所等により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。）
- (3) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者と確認できなかつた場合でも、現場到着時に上記に該当する患者又は傷病者と確認した場合には、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。

- (4) 傷病者を搬送後、当該傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者と判明した場合には、保健所等から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。

※ 「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件は、今般、厚生労働省より示された「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7 指定感染症 1 (4) を参考として判断されたい (別添1の別添を参照)。

【感染が疑われる患者の要件】

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し (法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触 (車内、航空機内等を含む) があつたもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

3 消防庁救急企画室への報告について

各消防本部において、2(2)～(4)のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室(夜間・休日においては宿直室(TEL: [REDACTED]、FAX: [REDACTED]))に報告されたい。その際、「火災・災害等即報要領」第3号様式(別添4)を使用し、次の項目にも留意し記載すること。

- (1) 時系列(入電から帰署まで)
- (2) 出動隊員の感染防止状況
- (3) 保健所等との関わり
- (4) 搬送後の消毒状況
- (5) 搬送後の出動隊員の状況

以上

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小谷救急専門官、増田係長、新井主査

TEL: 03-5253-7529 (直通)

FAX: 03-5253-7532

健感発0205第1号
薬生衛発0205第1号
令和2年2月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）が公布され、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第22号）により、令和2年2月1日から施行されたところである。

今般、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。また、宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。

さらに、衛生部局及び保健所においても宿泊施設に十分な情報の提供に努められたい。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに

に、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設的环境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

(1) 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。

(2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

(3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。

(4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。

(5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱な

ど体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせること。

(参考情報)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

(海外感染症発生情報)

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

○医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

○「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%AF%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8F%8C%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D+%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%27>

○「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content_id=11

○「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1

事務連絡
令和2年2月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 住宅宿泊事業主管部局 御中
〔特別区〕

観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について

厚生労働省より都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛に「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号、厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬生活衛生局生活衛生課長通知）が通知されているところです。

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応についても、当該通知の内容と同様の対応を取ることが望ましい（※）と考えるため、貴管内の住宅宿泊事業者に対し、当該通知の内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅については、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



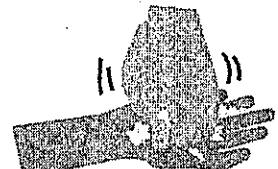
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこずります。

2



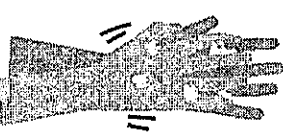
手の甲をのばすようにこずります。

3



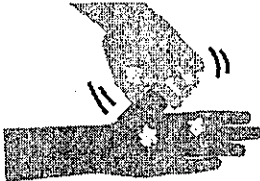
指先・爪の間を念入りにこずります。

4



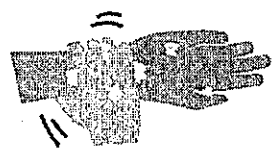
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

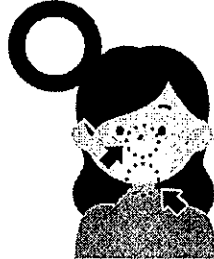
電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

①



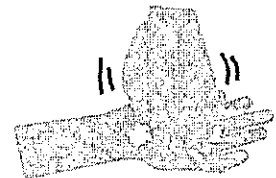
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのぼすようにこすります。

③



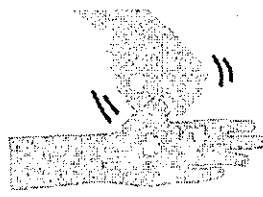
指先・爪の間を念入りにこすります。

④



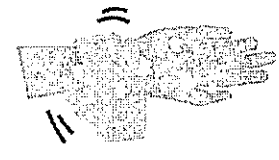
指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗います。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

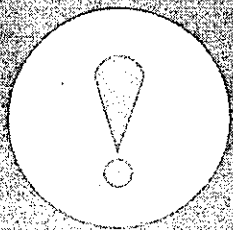
首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



感染症対策へのご協力をおねがいします



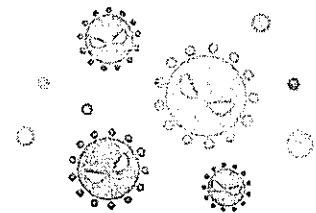
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

□ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

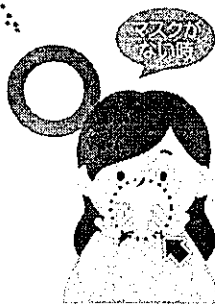


3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



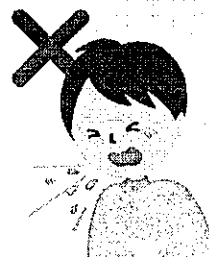
マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

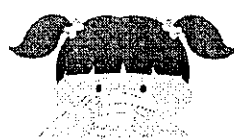
正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



令和2年1月31日

経営支援課 商業・金融グループ

担当 十河、中名（内線 3451）

ダイヤル番号 087-832-3343

新型コロナウイルスの感染拡大に係る中小企業等からの 相談への対応について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内中小企業等への影響も懸念されることから、中小企業等からの経営に関する相談に対応します。

記

相談窓口：香川県商工労働部経営支援課内「中小企業対策相談窓口」

住 所：香川県高松市番町四丁目1番10号

電話相談：087-832-3347

※窓口の相談時間は平日9時から17時までです。

（土日・祝日の相談は行っておりません。）

〈国からの通知 一覧〉

日時	標題	主な内容	備考
1月21日 事務連絡 室長 ⇒港湾 管理者	新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について (協力依頼) ※1月24日(金)開催の香川県 新型コロナウイルス関連肺 炎に関する庁内連絡会議で 資料を報告	①関係閣僚会議の確認事項、国土交通大臣 指示内容の情報提供 ②室長からの協力依頼 ・啓発ポスターの掲示等 ・検疫所との連絡・連携体制の確認 ・検疫所における健康状態の確認状況の 把握	P1 ～ P4
1月24日 事務連絡 〃	新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について (協力依頼)	①国土交通大臣指示内容の情報提供 ②室長からの協力依頼 ・緊密な連携体制の構築 ・平時のターミナル内でのアナウンスの 実施、発生国からの入国者の動線の分 離 ・患者等の待機場所の提供への協力	P5 ～ P6
1月30日 事務連絡 〃	新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について (協力要請)	①国土交通大臣指示内容の情報提供 ②室長からの協力要請 ・検疫所を含む水際対策における連携体制 の確保 ・国際埠頭内等で働く職員などにマスクの 着用、うがい、手洗いの励行等	P7 ～ P8
1月31日 事務連絡 〃	中華人民共和国で感染が拡大 している新型コロナウイルス 感染症に関する政府の取組み について(周知)	①室長からの閣議了解内容の周知 ・出入国管理及び難民認定法第5条第1項 第14号の適用についての周知	P9 ～ P10
1月31日 事務連絡 〃	新型コロナウイルスに係る訪 日外国人旅行者向けコールセ ンター等の周知について (協力依頼)	①室長から協力依頼 ・365日、24時間多言語(日、英、中、韓) で対応可能なコールセンターに係るチ ラシの周知についての協力依頼	P11 ～ P12
2月6日 事務連絡 〃	新型コロナウイルスに係る感 染症への対応について (協力要請)	①国土交通大臣発言内容の情報提供 ②室長からの協力要請 ・港湾関係機関との連絡調整 ・職員の感染症対策の実施 ・職員に感染者が発生した場合の報告依頼	P13 ～ P19
2月6日 国港総 第541号 局長 ⇒港湾 管理者	中華人民共和国で感染が拡大 している新型コロナウイルス 感染症に関する政府の取組み について(要請)	①港湾局長からの要請 ・香港発船舶宇エスデルダムに乗船してい る外国人について、出入国管理及び難民 認定法第5条第1項第14号を適用する ・令和2年2月7日午前0時(日本時間) から取り扱う ・民間の施設所有者への周知依頼 ・市町村管理の港湾管理者への周知依頼	P20 ～ P21

事 務 連 絡
令和2年 1月21日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力依頼）

中華人民共和国武漢における新型コロナウイルスに関連した感染症について、「武漢市における原因不明肺炎に関する対応について」（令和2年1月16日付事務連絡）において、旅客船ターミナル等において、啓発ポスターの掲示等により利用者に対し情報提供を行うなど、引き続き検疫所へのご協力をお願いしているところでありますが、春節で多くの人の移動が想定される中、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日関係閣僚会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」（別添1参照）が確認され、また、同日に国土交通省幹部会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国土交通大臣指示」（別添2参照）がなされました。

つきましては、水際対策に万全を期すため、中国からのクルーズ船等が寄港する港湾を中心に、下記についてご協力をお願いします。

記

1. クルーズ船及び国際フェリー等の国際旅客船ターミナルにおける啓発ポスターの掲示等による利用者への情報提供の実施
2. クルーズ船及び国際フェリー等の国際旅客船ターミナルにおいて、発症が疑われる旅客が発生した際の検疫所との連絡・連携体制の確認
3. 検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認状況の把握

※上記1. 2. 3. における実施等状況につきまして、令和2年1月23日までに整備局まで報告願います。この他、検疫所への協力事項や「春節」に向けた取組内容（予定含む）がございましたらあわせて報告願います。

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

令和 2 年 1 月 21 日
新型コロナウイルスに関連した
感染症対策に関する関係閣僚会議

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、以下の事項について引き続き適切に実施し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認する。

- 1 感染のリスクが高い地域からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。
- 2 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に国立感染症研究所での検査する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。
- 3 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 4 国民に対して、引き続き迅速かつ的確な情報提供を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月21日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大に備え、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携し、引き続き、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。

【重要なお知らせ】

**中華人民共和国湖北省武漢市において
新型コロナウイルス関連肺炎が発生！**

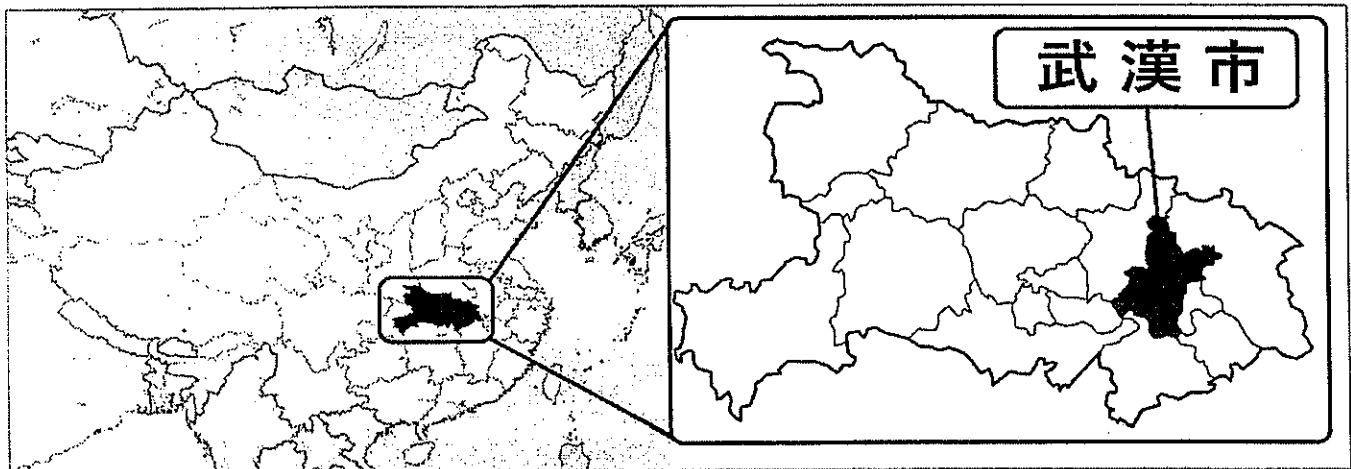
武漢市 から帰国された方で **咳** や **発熱** 等の
症状がある場合や、**咳止め剤** や **解熱剤** を **服薬**
している場合は、**検疫官** にお申し出ください。

中国湖北省武汉市发生新型冠状病毒肺炎！

从**武汉市**回国者和入境者，发生**咳嗽**或**发烧**等症状，
服用止咳药或**退烧药**者，请立即向**检疫人员**申报。

**Novel coronavirus pneumonia has occurred in
Wuhan City, Hubei Province of China!**

If you come from **Wuhan City** with symptoms such as
cough or **fever**, or **taking cough
suppressants** and/or **antipyretics**, please
contact the **quarantine officer**.



厚生労働省 検疫所

事務連絡
令和2年 1月24日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力依頼）

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症については、現時点において、世界保健機関は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言してませんが、感染者は増加しており、予断を許さない状況です。また、本日から春節期間が始まり、中国からの旅行者も増加することが想定されます。

このような状況の下、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日、関係閣僚会議が開催されるとともに、国土交通省幹部会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国土交通大臣指示（別添参照）」がなされました。なお、本件に関する一連の情報は、以下のホームページ（内閣官房）に掲載されておりますので、今後の更新情報含め、適宜ご確認ください。

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

つきましては、水際対策に一層の万全を期すため、クルーズ船、国際定期フェリーが寄港する国際旅客船ターミナルにおいて、これまでの依頼事項を引き続き徹底するとともに、下記のとおり検疫の円滑な実施へのご協力をお願いします。

また、職員が感染の疑いのある者と接触する場合には、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等の感染対策をお願いします。

記

1. 緊密な連携体制の構築（定期的な情報共有、発症が疑われる旅客が発生した際の対応の確認・訓練等）
2. 平常時において検疫所からの依頼があった場合、ターミナル内におけるアナウンスの実施、及び発生国からの入国者と非発生国からの入国者の動線の分離（時間的な分離も含む）への協力
3. 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所からの依頼があった場合、患者や濃厚接触者の搬送の準備等が整うまでの間、ターミナル内等の適切な待機場所の提供への協力

※上記1. 2. 3. に係る実施状況及び実施予定につきまして、整備局まで報告願います。この他、検疫所への協力事項がございましたらあわせて報告願います。なお、具体的な報告方法は別途ご連絡いたします。

5

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月24日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、現時点において、世界保健機関は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言していないが、感染者は増加しており、予断を許さない状況にある。また、本日から春節期間が始まり、中国からの旅行者も増加することが想定される。

このような状況の下、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携して対応を強化し、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を継続すること。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の一層の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。
- 観光庁は、訪日外国人旅行者が滞在する宿泊施設に対し、当該宿泊者が発熱又は呼吸器症状を発症した場合は医療機関への受診を勧める等の対応について周知を図ること。
- 空港や港湾において新型コロナウイルスに関連した感染症に感染した疑いのある者と接する可能性のある従業員や職員に対して、自らが感染予防対策を講じるよう要請すること。
- これらの取組について、その確実な実施が図られるよう、状況把握を行うこと。

事務連絡
令和2年 1月30日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力要請）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部、及び、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、国土交通省対策本部において、別添の通り大臣指示がなされました。

つきましては、水際対策に万全を期すとともに、職員等の感染予防を図るため、下記についてご協力をお願いします。

記

1. 引き続き、検疫所を含む水際対策における関係者と緊密な連携体制を確保いただき、水際対策に一層の万全を期すようお願いいたします。
2. 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などにマスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努めるようお願いいたします。

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年1月30日

大臣指示

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、感染拡大の防止に全力を尽くすため、関係省庁と連携し、以下の事項に取り組むことを指示する。

1. 海外の邦人の安全を確保するため政府が行う退避措置に対し、特に以下の点について最大限の対応を行うこと。
 - ① 帰国のためのチャーター機の確保
 - ② 帰国された方々の検査に伴う宿泊先の確保
 - ③ 帰国された方々の移動手段の確保
2. 検疫当局と密接に連携し、水際対策をなお一層徹底すること。
3. 感染予防対策の周知、体調不良時における医療機関受診の勧奨など、訪日外国人旅行者の健康確保を一層徹底すること。
4. 関係事業者における感染予防対策を要請すること。
5. 観光面を中心に、経済的な影響について、その動向の把握を行うこと。

事 務 連 絡
令和2年 1月31日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（周知）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について、本日、別添資料のとおり閣議了解が行われましたので周知いたします。

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

令和2年1月31日
国家安全保障会議決定
閣議了解

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、2月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

10

事務連絡
令和2年1月31日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに係る訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知
について（協力依頼）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、観光庁より、日本政府観光局（JNTO）において、365日24時間多言語（日、英、中、韓）で対応可能なコールセンター（Japan Visitor Hotline）や公式SNS（ツイッター、ウェイボー）により、訪日外国人旅行者に対し、発熱や呼吸器症状等がある場合には、事前連絡を行った上で医療機関に受診すること等を勧奨しているとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

また、あわせて、JNTOのコールセンターのチラシ（別添参照）の掲載などによる、外国人旅行者への周知について協力依頼がございました。

つきましては、感染の拡大を防ぐため、クルーズ船及び国際フェリー等の国際旅客船ターミナルにおけるJNTOのコールセンターのチラシの掲示・配布等による利用者への情報提供の実施についてご協力をお願いします。



Japan National
Tourism Organization

Dear Travelers to Japan,
Japan National Tourism Organization (JNTO) operates a visitor
hotline 24 hours a day, 365 days a year.
Please feel free to call for tourist information or assistance in case
of accidents or emergencies including novel coronavirus.
Support is available in English, Chinese, and Korean.

亲爱的外国游客：

日本国家旅游局(JNTO)为外国游客提供 365 天 24 小时的咨询热线服
务。

如果发生事故或身体不佳（包括疑似新型冠状病毒）等紧急情况需要帮
助的时候，请联系我们。

我们可以提供中文，英文，韩文的服务。

最新信息，请参考我们的微博。Japan_Safe_Travel_



해외에서 방문하신 관광객 여러분,
일본정부관광국(JNTO)에서는 콜센터 「비지터 핫라인」을 24 시간
365 일 운영하고 있습니다.
관광정보 또는 신종코로나 바이러스를 포함한 사고 및
긴급상황 등으로 도움이 필요한 경우 연락 바랍니다 영어, 중국어,
한국어로 안내 받으실 수 있습니다.



"Japan Official Travel App" is
the official smartphone app
provided by JNTO, delivering
up-to-date information about
traveling in Japan for a safe
and comfortable journey.



"Japan Safe Travel" is
managed by JNTO,
providing foreign visitors
safety tips and latest
information in case of
natural disasters.

050-3816-2787

Japan Visitor Hotline 日本国家旅游局 24시간 콜센터
From Overseas +81-50-3816-2787

24hrs/365days Call us when you need a support in English
24시간/365일 콜센터에 문의하시면 영어, 중국어, 한국어로
24시간/365일 한국어로 서비스가 필요한 경우 도와 드립니다.

JNTO Japan National Tourism Organization

JNTO Global Home | <https://www.jnto.go.jp/>

Japan National Tourism Organization

www.jnto.go.jp



Japan. Endless Discovery.

12

事務連絡
令和2年2月6日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに係る感染症への対応について（協力要請）

2月5日に政府新型コロナウイルス感染症対策本部及び国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されました。国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、国土交通大臣指示（別添参照）がなされましたので周知いたします。

新型コロナウイルスに係る感染症への対応につきましては、これまで鋭意対応を行っていただいているところでありますが、今般、横浜港に寄港したクルーズ船において感染者が確認されるなど、今後も同様な事案が発生するおそれもあることから、引き続き港湾関係機関との連絡調整をよろしくお願い致します。

また、引き続き職員の新型コロナウイルス感染症への感染対策を実施していただくとともに、万一職員等に感染者が発生した場合には速やかに報告いただくようお願い致します。

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年2月5日

大臣発言

- 新型コロナウイルスについては、我が国においても引き続き感染者の数が増加しておりまして、一層の水際対策の徹底、感染防止対策の強化に取り組むことが必要です。
- 本日先ほど、第5回目の政府対策本部が開催されまして、私から国土交通省の取組についてご報告しましたので、申し上げさせていただきます。国土交通省としましては、本日5日未明より横浜市やクルーズ船社からの要請に応じ、海上保安庁や港湾局により、クルーズ船内の陽性反応が確認された患者10名の方々の移送など必要な対応を実施してきたところです。同船は本日昼12時頃、横浜港内の検疫錨地を出港後、真水精製及びバラスト水管理など運航に必要な作業のため、外洋に航行中です。16時45分現在も、房総半島野島崎沖を航行中です。また現在、ヘリ輸送にて同クルーズ船へのマスク7200枚などの輸送についても準備をしているところです。なお、クルーズ船内では、皆様船長からの呼びかけに応じ、客室内で落ち着いて過ごしておられます。引き続き、国土交通省としても全力で新型コロナウイルス対策に取り組んで参ります、というご報告をさせていただきました。
- また、総理大臣からはクルーズ船内における感染という新たな事態に対応し、引き続き関係省庁連携の上で感染拡大防止に全力を挙げ、国民の皆様の不安に対応し正確な情報発信や対応の指示がありました。
- こうしたことを踏まえまして、私からは以下のとおり指示をさせていただきます。

14

1. 横浜港に到着したクルーズ船につきましては、港湾局において港湾管理者である横浜市やクルーズ船社からの要請に応じた関係機関との連絡調整のほか、海上保安庁におきましても必要な支援を積極的に行ってください。
 2. 新型コロナウイルスの感染が認められた乗客が、鹿児島港で下船してオプションツアーに参加したことが判明しております。
オプションツアーにおいて使用されたバス事業者等に対し、従業員・ガイドの健康状態の確認等の必要な注意喚起を行うとともに、厚生労働省等関係機関に対する必要な情報提供を徹底してください。
 3. 武漢市からの帰国のためのチャーター機について、第4便が予定されています。受入れのための駐機場の確保、帰国された方々の移動手段の確保など、最大限の対応を行ってください。
 4. 訪日外国人旅行者の健康確保、湖北省からの訪日ツアーを受け入れたバス事業者等へのフォローアップなど、これまでの対策本部における私の指示を、引き続き着実に実施してください。
- 今後とも、関係省庁と緊密に連携しつつ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期していただくようお願いします。私からは以上です。

感染症対策の基本についてお知らせするチラシについて

内閣広報室では厚生労働省とともに、新型コロナウイルスの発生に伴い、一般の方向けに、感染症対策の基本についてお知らせするチラシを作成し、首相官邸 HP に掲載しております。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(合わせて、首相官邸(災害・危機管理)ツイッターでも発信しております

https://twitter.com/Kantei_Saigai/status/1224589187719946240)

については、港湾管理者様におかれましては、出先機関を含め、庁舎での周知や掲示等にご協力をお願いできれば幸いです。

また、所管の商業施設(コンビニ、スーパー等)、レストラン、学校、郵便局等の人の目に留まりやすいところへの周知・掲示をご協力いただけるよう、所管団体・業界等に依頼いただければ幸いです。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



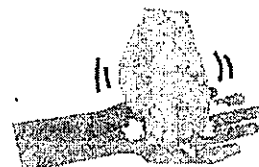
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



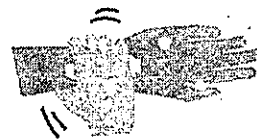
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

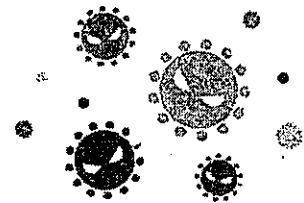
せき 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

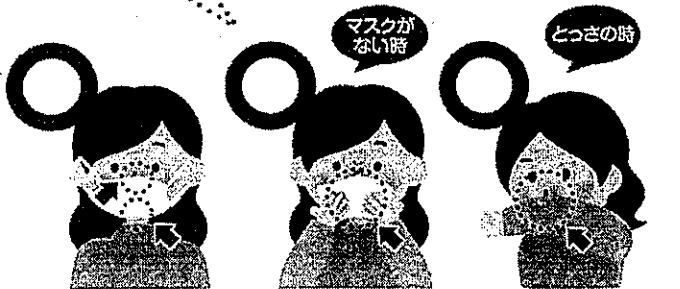
■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



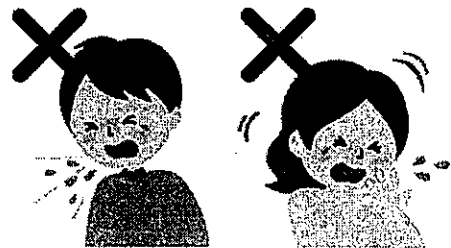
3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

マスクがない時
ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

とっさの時
袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



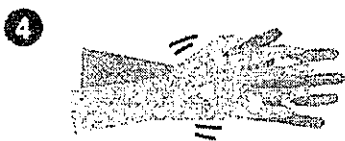
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



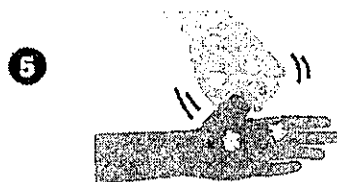
手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省 検索



国港総第541号
令和2年2月6日

各都道府県（港湾担当部長） 殿

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者

各市

広尾町

各一部事務組合

新居浜港務局

（港湾担当部長） 殿

国土交通省港湾局長

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
関する政府の取組について（要請）

本日、別添「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」が、国家安全保障会議において決定されるとともに、閣議了解され、法務大臣は、当分の間、香港発船舶ウエステルダムに乗船している外国人については、同船舶内において感染症の発生のおそれがあることに鑑み、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解することとなりましたので、周知いたします。

なお、当該取り扱いについては、令和2年2月7日午前0時（日本時間）から行われます。

ついては、貴職においても本閣議了解の趣旨を踏まえ、適切な対応をされるよう要請します。

また、港湾内に民間の係留施設が存する場合には、民間の施設所有者に対して本通知の送付を行うなど、適切な対応をされるよう周知方お願いいたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

令和2年2月6日
国家安全保障会議決定
閣議了解

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
関する政府の取組について(令和2年1月31日閣議了解)3に基づき、
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、香港発船舶ウエステルダムに乗船している外国人については、同船舶内において感染症の発生のおそれがあることに鑑み、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1に基づく取扱いについては、2月1日午前0時(日本時間)から行うものとする。ただし、同日午前0時(日本時間)より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時(日本時間)以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 4 2に基づく取扱いについては、2月7日午前0時(日本時間)から行うものとする。
- 5 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

21

新型コロナウイルスによるマスク需給への影響と対策（医療用マスク）

情報提供

現状

【需要】 2018年 約13億枚／年（約1億枚／月） ※注：産業用マスクを含む

【供給（生産・輸入）】 ※1/28に増産要請

① サージカルマスク：国内約2千万枚/月、海外約7千万枚/月

国内は、1/28の増産要請を受けて、24時間体制で製造。一方、中国からの輸入は停滞。

② 高機能マスク（N95、DS2）

国内生産は少量。大半が中国製造。中国からの輸入は停滞。

【在庫】 メーカー在庫はほぼ残っていない。

各都道府県の備蓄や感染症指定医療機関の在庫状況を調査中

今後の対応

- メーカーの生産状況等を引き続き把握
- 都道府県・医療機関の備蓄・在庫を把握（2/4メ切り、集計中）
- 医療従事者向けの情報発信 ⇒ 全国の備蓄状況や感染防御策（*）の発信 など

* 医療従事者の感染防御策；診察時はサージカルマスクで可。エアロゾル発生手技（吸引）を行う場合にN95マスク等を装着（新型コロナウイルス院内感染対策のガイドライン）（2/5医療関係団体に周知）

新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策 (令和2年1月21日改訂 国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター)

4. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例を診察する場合、

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。
- II 診察室および入院病床は個室が望ましい。
- III 診察室および入院病床は十分換気する。
- IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する。
- V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

事務連絡
令和2年1月28日

(一社) 日本衛生材料工業連合会
(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省医政局経済課
経済産業省商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課、医療・福祉機器産業室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスクの安定供給について

衛生材料の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症については、国民や医療関係者の皆様に対し、手洗いやマスクの着用など、一般的な衛生対策を心がけるよう、働きかけてまいりましたが、本日、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定し、必要な対策を講ずる方針となりました。

こうした中で、マスクについて需要が急速に増加していることから、貴会傘下の会員の皆様におかれましては、その供給に支障が生ずることのないよう、増産を図る等の措置を講じていただくとともに、分割納入等により適正な流通を図るよう、貴会傘下の会員に周知されるようお願いいたします。

また、今後、医政局経済課においてマスクの需給情報を継続的に収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、経済課から連絡があった場合には、協力方宜しくお願いいたします。

なお、別途、薬局等の関係団体に対しても、過剰な発注や備蓄目的の買い占め等は控えるよう要請を行っております。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年1月28日

(公社) 日本薬剤師会
日本チェーンドラッグストア協会
(一社) 日本保険薬局協会

御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスクの安定供給について

衛生材料の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症については、国民や医療関係者の皆様に対し、手洗いやマスクの着用など、標準予防策を心がけるよう、働きかけてまいりましたが、本日、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定し、必要な対策を講ずる方針となりました。

こうした中で、マスクについて需要が急速に増加していることから、その供給に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の薬局等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、別途、製造販売業者及び卸売販売業者に対しても、増産を図る等によりマスクの安定供給を図るよう要請を行っております。

記

1. マスクの安定的な供給の確保の観点から、製造販売業者や卸売販売業者に対して過剰な発注は行わないよう、また、薬局等において買い占めや備蓄目的での過剰な在庫を抱えることのないようお願いいたします。
2. 薬局等へ一度に大量にマスクが納入されると、市場に流通するマスクの在庫量に与える影響が大きいことから、製造販売業者や卸売販売業者の分割納入に協力してください。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobour-keita@mhlw.go.jp

(別記) 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスク等の安定供給について

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症に対する対応については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策については、令和2年1月21日に改訂された国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」において示されているところです。

そこでは、確定例・疑い例の診察時には、医療従事者は、サージカルマスクの着用や手洗いといった標準予防策や、接触、飛沫予防策を実施することとされています。

また、エアロゾル発生手技を実施する際にはN95マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着することとされています。

今後、国内での患者が増加することを想定すると、そうした症状を有する患者の方々に適切な医療を提供する体制を継続するためには、こうしたマスク等の防護具を医療現場に安定的に確保することが重要となります。

一方で、新型コロナウイルスの確定例・疑い例の診察等に必要となる各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

については、今後、マスクや防護具等を必要とする医療機関への供給に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の医療機関等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例の診察を行う医療従事者の感染防御策は、

- 基本はサージカルマスクの着用や手洗いなどの標準的な予防策を講じれば良いこととされており、
- より密閉性の高い高機能マスクは、気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を行う際に必要とされていることについて、御理解いただきますようお願いいたします。

2. マスクについては1月28日付け当課事務連絡にて関係業界団体を通じて増産要請を行い、現在、各社とも24時間体制で増産に当たっていますが、現場の需要を満たすには未だ時間を要する見通しです。

このため、マスクを必要とする医療機関への安定的な供給の確保の観点から、各医療機関の在庫等の状況に応じて、安定確保に向けた取り組みについてご理解・ご協力をお願いします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp

(別記)

- 公益社団法人 日本医師会
- 公益社団法人 日本歯科医師会
- 一般社団法人 日本病院薬剤師会
- 公益社団法人 日本看護協会
- 公益社団法人 日本助産師会
- 公益社団法人 日本臨床工学技士会
- 一般社団法人 日本医療法人協会
- 公益社団法人 全日本病院協会
- 公益社団法人 全国自治体病院協議会
- 公益社団法人 日本精神科病院協会
- 一般社団法人 日本病院会
- 一般社団法人 日本私立医科大学協会
- 一般社団法人 日本私立歯科大学協会
- 公益社団法人 日本歯科技工士会
- 独立行政法人 国立病院機構
- 独立行政法人 労働者健康安全機構
- 公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
- 一般社団法人 全国公私病院連盟
- 社会福祉法人 恩賜財団済生会
- 日本赤十字社
- 国家公務員共済組合連合会
- 社会福祉法人 北海道社会事業協会
- 全国厚生農業協同組合連合会
- 健康保険組合連合会
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 宮内庁長官官房秘書課
- 法務省矯正局矯正医療管理官
- 文部科学省高等教育局医学教育課
- 総務省自治行政局公務員部福利課
- 防衛省人事教育局衛生官
- 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
- 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
- 国立研究開発法人 国立がん研究センター
- 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
- 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

